

# 嘉麻市差別をなくし人権を守る条例

平成 18 年 3 月 27 日  
条例第 98 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の基本理念にのっとり、あらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの参加による明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも人権侵害に関する行為をしないように努めるものとする。

(施策の推進)

第 4 条 市は、基本的人権を擁護し、あらゆる差別をなくすために国及び県と協力して、必要な施策の推進に努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第 5 条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権を守る社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第 6 条 市は、あらゆる差別をなくすための施策を効果的に推進するため、国及び県と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。